

香川県香川海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1号	伊藤文洋	東かがわ市安戸池北口から真方位26度45分6200メートルのところ	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域 点ハ 北緯34度17分13秒、東経134度25分6秒の点 ニ 北緯34度17分44秒、東経134度25分26秒の点 ホ 北緯34度17分31秒、東経134度25分57秒の点 ヘ 北緯34度16分59秒、東経134度25分38秒の点	定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	東かがわ市馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股・松原	船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
定第2号	伊藤文洋	東かがわ市安戸池北口から真方位26度45分5100メートルのところ	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域 点ハ 北緯34度16分41秒、東経134度24分47秒の点 ニ 北緯34度17分13秒、東経134度25分6秒の点 ホ 北緯34度16分59秒、東経134度25分38秒の点 ヘ 北緯34度16分28秒、東経134度25分18秒の点	定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	東かがわ市馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股・松原	船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
定第3号	田中充	東かがわ市旧誉水村、丹生村境界から真方位25度45分7500メートルのところ	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域 点ハ 北緯34度19分9秒、東経134度20分59秒の点 ニ 北緯34度19分41秒、東経134度21分18秒の点 ホ 北緯34度19分29秒、東経134度21分49秒の点 ヘ 北緯34度18分57秒、東経134度21分30秒の点	定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬籠	ア 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 イ 共第307号樹網漁業権行使権者と協議のうえ採棄しなければならない。
定第4号	田中充	東かがわ市丸亀島高頂から真方位36度45分5200メートルのところ	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域 点ハ 北緯34度19分9秒、東経134度20分49秒の点 ニ 北緯34度18分39秒、東経134度20分23秒の点 ホ 北緯34度18分57秒、東経134度19分55秒の点 ヘ 北緯34度19分25秒、東経134度20分21秒の点	定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬籠	ア 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 イ 共第307号樹網漁業権行使権者と協議のうえ採棄しなければならない。